

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度要綱の一部改正
- 岡山県建築計画概要書等閲覧規程の一部改正

経営支援課
建築指導課

（以上県例規集登載）

- 令和三年度自衛官第一次募集（一般曹候補生）
- 指定居宅サービスの事業の廃止
- 特定計量器定期検査
- 保安林の指定施業要件の変更予定
- 漁業災害補償法の規定による同意の成立
- 土砂災害警戒区域等の指定の解除
- 土砂災害警戒区域等の指定

危機管理課
指導監査室
産業企画課
治山課
水産課
防災砂防課

【公告】

- 県営土地改良事業変更計画の縦覧
- 〃
- 林業種苗生産事業者講習会の開催
- 基本測量の実施
- 公共測量の実施

耕地課
〃
治山課
監理課
〃

【教育委員会】

目次

担当課（室）

【正誤】

- 指定技能教育施設の廃止の届出
 - 岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の正誤
- （県例規集登載）

教育委員会
総務学事課

◎岡山県告示第七十六号

岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度要綱（令和二年岡山県告示第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

令和三年二月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第七条第三項中「除き、」の下に「他の金融機関から融資を受けた」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。
（適用）

2 改正後の岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた融資について適用する。

◎岡山県告示第七十七号

岡山県建築計画概要書等閲覧規程（平成十八年岡山県告示第百七十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第一条中「第十一条の四第三項」を「第十一条の三第三項」に改める。

第二条第一項中「第十一条の四第一項第一号」を「第十一条の三第一項第一号」に改め、同条第二項中「第十一条の四第一項第六号」を「第十一条の三第一項第六号」に改める。

令和3年2月19日 岡山県公報 第12270号

◎岡山県告示第七十八号

防衛省において採用する自衛官のうち一般曹候補生の令和三年度募集の要領は、次のとおりである。

令和三年二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

一般曹候補生

二 応募資格

令和三年四月一日現在で、十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していないものに限り。）で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

- 1 令和三年三月一日から同年五月十一日まで
- 2 令和三年度高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付については、1にかかわらず、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降とする。

四 採用試験種目

- 1 第一次試験 筆記試験及び適性検査
- 2 第二次試験 口述試験及び身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

- 1 第一次試験 令和三年五月二十二日から同月二十三日までの間の指定する一日
- 2 第二次試験 令和三年六月十八日から同月二十七日までの間の指定する一日

七 試験場

- 1 第一次試験
 - (1) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）
 - (2) 岡山コンベンションセンター（岡山市北区駅元町）
- 2 第二次試験

- (1) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）
- (2) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）
- (3) おかやま西川原プラザ（岡山市中区西川原）

3 右記については変更する場合がある。

八 採用予定時期

1 令和四年三月下旬から同年四月上旬までの間

2 右記のほかには設定する場合がある。

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六一二二四一二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

令和3年2月19日 岡山県公報 第12270号

◎岡山県告示第七十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和三年二月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

あいの光ヘルパーステーション

2 所在地

岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓三一二一番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人青木内科小児科医院

2 所在地

岡山県岡山市南区大福二八一番地五

三 廃止の届出を受理した年月日

令和三年一月二十九日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇〇五九二

五 サービスの種類

訪問介護

令和3年2月19日 岡山県公報 第12270号

◎岡山県告示第八十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

令和三年二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場 所	期 日
玉野市 笠岡市 高梁市 新見市 瀬戸内市 真庭市 浅口市 加賀郡 都窪郡 浅口郡 小田郡 苦田郡 真庭郡	岡山県計量管理センター（岡山市北区芳賀五千三百一）（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十条第一項各号に掲げる場合にあっては、その特定計量器の所在の場所）	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間内において別途指定する日

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

◎岡山県告示第八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和三年二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

真庭市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

苫田郡鏡野町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

美作市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び美作市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

◎岡山県告示第八十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により、次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年二月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 区域 牛窓町漁業協同組合の地区
- 二 区分 主として小型機船底びき網漁業を営む漁業

令和3年2月19日 岡山県公報 第12270号

◎岡山県告示第八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条及び第九条の規定により、倉敷市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除する。

令和三年二月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と

指定を解除する

なる自然現象の種類

区域

二〇二K児島阿津〇〇一

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二 土砂災害特別警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と

指定を解除する区

なる自然現象の種類

域及び法第九条第

二項括弧書に規定

する土砂災害警戒

区域等における土

砂災害防止対策の

推進に関する法律

施行令（平成十三

年政令第八十四

号）で定める衝撃

に関する事項

二〇二K児島阿津〇〇一

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第八十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、倉敷市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和三年二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号 土砂災害の発生原因と 指定の区域

なる自然現象の種類

二〇二K児島阿津〇〇一

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二 土砂災害特別警戒区域

箇所番号 土砂災害の発生原因と 指定の区域及び法

なる自然現象の種類

第九条第二項括弧

書に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める衝撃に関する事項

二〇二K児島阿津〇〇一

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年2月19日 岡山県公報 第12270号

〔七二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、
県営土地改良事業（ため池整備（一般） 歌見池地区）計画を変更したので、関係書類
を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和三年二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池整備（一般） 歌見池地区）変更計画書

二 縦覧の期間

令和三年二月十九日から同年三月十二日まで

三 縦覧の場所

玉野市役所

令和3年2月19日 岡山県公報 第12270号

〔七二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、
県営土地改良事業（中山間地域総合整備 井原地区 青野工区）計画を変更したので、
関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和三年二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 井原地区 青野工区）変更計画書

二 縦覧の期間

令和三年二月十九日から同年三月十二日まで

三 縦覧の場所

井原市役所

〔七三〕 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

令和三年二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催の日時及び場所

1 日時 令和三年三月十八日（木曜日） 午前十時から午後五時まで

2 場所 勝田郡勝央町植月中一〇〇一 岡山県農林水産総合センター森林研究所

二 受講申込書の受付

1 受講申込者は、受講申込書を、住所地を所管する県民局農林水産事業部森林企画課へ令和三年三月十一日（木曜日）までに提出すること。

2 受講申込書には、六月以内に撮影した正面、上半身、無帽のライカ判の写真（縦三・六センチメートル、横二・四センチメートル）一枚を貼り付けること。

三 受講手数料

1 受講申込書に、一万四千七百七十円相当の岡山県収入証紙を貼り付けて納付すること。なお、証紙には、消印しないこと。

2 納付した受講手数料は、返還しない。

四 その他

1 受講者は、受講当日、筆記用具を持参すること。

2 講習会についての詳細は、岡山県農林水産部治山課（電話（〇八六）二二六―七四五五）又は各県民局農林水産事業部森林企画課に問い合わせること。

令和3年2月19日 岡山県公報 第12270号

〔七四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和三年二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県全域	測量区域
基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）	測量の種類
令和三年三月一日から同月三十一日まで	測量期間

令和3年2月19日 岡山県公報 第12270号

〔七五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和三年二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

備前市全域	測量区域
公共測量（空中写真測量）	測量の種類
令和三年二月四日から令和四年三月三十一日まで	測量期間

◎岡山県教育委員会告示第一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条第一項の規定による技能教育のための施設として指定した次の施設から、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項の規定による廃止の届出があつた。

令和三年二月十九日

岡山県教育委員会

一 名称

KTCおおぞら高等学院 岡山キャンパス

二 所在地

岡山市北区奉還町一―九―八

三 廃止年月日

令和三年三月三十一日

〔二〕平成二十八年三月三十一日付け（号外）公布岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（岡山県規則第二十六号）に誤りがあった。

一・終わりか ら一〇	頁・行
を削る	誤
「を」に改める	正